

福島県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例

令和2年2月26日

福島県後期高齢者医療広域連合条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し、規定することを目的とする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名捺印してからでなければ、その職務を行ってはならない。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、地震、火災、水害又はこれに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。

(給与の支払行為の制限)

第3条 新たに職員となった者に対する給与の支払行為は、前条の宣誓が行われた後でなければならない。

(権限の委任)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

様式(第2条関係)

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、これを擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

職 氏名

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。